

2022年9月14日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区神田小川町三丁目3番地  
ヘルスケア&メディカル投資法人  
代表者名 執行役員 藤瀬 裕司  
(コード番号 3455)

資産運用会社名  
ヘルスケアアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉岡 靖二  
問合せ先 財務管理部長 古谷 淳真  
TEL:03-5282-2922

### 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

ヘルスケア&メディカル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、2022年10月27日開催の本投資法人の第5回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)の決議事項を下記の通りとすることを承認いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約の一部変更(第1号議案)の主な内容及び理由について

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)附則第1号ただし書きに規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。)が2022年9月1日に施行され、投資主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、次の規定を追加するものです。
- ① 投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです(変更案第9条の2第1項)。
  - ② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです(変更案第9条の2第2項)。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の制定及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の改正(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです(現行規約第34条第1項及び第2項)。

#### 2. 役員を選任(第2~4号議案)について

執行役員藤瀬裕司、監督役員藤本幸彦及び志田康雄は、2022年10月31日をもって任期満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員1名(候補者:藤瀬裕司)、監督役員2名(候補者:藤本幸彦及び佐藤香織)の選任に係る議案を提出いたします。なお、執行役員及び監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2022年11月1日より2年間となります。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資主総会におきまして、補欠執行役員1名(候補者:吉岡靖二)の選任に係る議案を提出いたします。補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定

めにより、上記執行役員の就任日である 2022 年 11 月 1 日より 2 年間となります。  
(役員を選任の詳細については、添付資料「第 5 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

2022 年 9 月 14 日 本投資主総会提出議案の役員会承認  
2022 年 10 月 3 日 本投資主総会招集ご通知発送 (予定)  
2022 年 10 月 27 日 本投資主総会開催 (予定)

添付資料：第 5 回投資主総会招集ご通知

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス：<https://hcm3455.co.jp>

(証券コード 3455)  
2022年10月3日

投資主各位

東京都千代田区神田小川町三丁目3番地  
ヘルスケア&メディカル投資法人  
執行役員 藤瀬裕司

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2022年10月26日（水曜日）午後4時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第14条第2項に定める議案に該当いたしません。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

#### 記

1. 日 時 2022年10月27日（木曜日）午前10時  
（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1  
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ (<https://hcm3455.co.jp/>) にて第15期（2022年7月期）決算説明動画及び決算説明資料その他最新のファンド情報を掲載しております。
  - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<https://hcm3455.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性があります。変更がある場合には本投資法人のホームページ (<https://hcm3455.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（最終更新日：2020年4月28日）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://hcm3455.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://hcm3455.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年よりも少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員（各候補者を含みます。）及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ (<https://hcm3455.co.jp/>) にて第15期（2022年7月期）決算説明動画及び決算説明資料その他最新のファンド情報を掲載しております。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 規約変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第1号ただし書きに規定する改正規定（これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。）が2022年9月1日に施行され、投資主総会参考書類等の電子提供制度が導入されたことに伴い、次の規定を追加するものです。

① 投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです（変更案第9条の2第1項）。

② 書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです（変更案第9条の2第2項）。

(2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の制定及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の改正（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約第34条第1項及び第2項）。

##### 2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分です。）

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会  (新設)	第3章 投資主総会  <u>第9条の2（電子提供措置等）</u> <u>1. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1)～(5)（記載省略）</p> <p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫及び⑭に定めるもの。）</p> <p><u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(8)（記載省略）</p>	<p><u>2. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるものの全部又は一部について、第15条第1項に定める基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p> <p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫及び⑭に定めるもの。）</p> <p><u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価する。すなわち、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって評価し、売買目的有価証券及びその他有価証券は時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価をもって評価する。</u></p> <p>(7)～(8)（現行どおり）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p><u>①金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p><u>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u>  <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p><u>③我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) (記載省略)</p>	<p>(9) デリバティブ取引に係る権利（第30条第2項第(2)号に定めるもの。）</p> <p><u>①デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p><u>②我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(9)号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)</p> <p>第1項第(9)号①又は②に定める価額</p> <p>制定 2014年11月28日</p> <p>改正 2015年1月23日</p> <p>改正 2016年10月27日</p> <p>改正 2018年10月30日</p> <p>改正 2020年10月28日</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(9)号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)</p> <p>第1項第(9)号①に定める価額</p> <p>制定 2014年11月28日</p> <p>改正 2015年1月23日</p> <p>改正 2016年10月27日</p> <p>改正 2018年10月30日</p> <p>改正 2020年10月28日</p> <p>改正 2022年10月27日</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員藤瀬裕司は、2022年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年11月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2022年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2022年9月14日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
フジ 藤 セ 瀬 ユウ 裕 ジ 司 (1962年5月21日生)	1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 2007年3月 みずほ証券株式会社 入社 2010年8月 日興コーディアル証券株式会社（現 S M B C日興証券株式会社） 入社 2016年2月 弁護士登録 2016年2月 島田法律事務所 入所（現任） 2018年12月 学校法人高尾学園 理事（現任） 2019年3月 同法人 評議員（現任） 2020年7月 公益財団法人高尾正義・賢治育英会 評議員（現任） 2020年11月 本投資法人 執行役員（現任） 2021年6月 S M B C電子債権記録株式会社 監査役（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務の全般を執行しております。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2022年11月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2022年9月14日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
ヨシ 吉 オカ 岡 セイ 靖 (1963年10月25日生)	ジ 二 1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2003年1月 同行 ストラクチャードファイナンス営業部 不動産ファイナンスグループ長 2005年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 投資企画グループ長 2006年4月 同行 不動産ファイナンス営業部 副部長 2011年4月 同行 不動産ファイナンス営業部長 2013年11月 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長 2014年4月 同社 転籍 代表取締役社長（現任） 2014年12月 本投資法人 執行役員

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を23口（1口未満切り捨て）保有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるヘルスケアアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、その他に特別の利害関係はありません。
3. 上記補欠執行役員候補者は、現在本投資法人の補欠執行役員です。
4. 本議案における補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤本幸彦及び志田康雄は、2022年10月31日をもって任期満了となります。つきましては、2022年11月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2022年11月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位
1	フジモトサチヒコ 藤本幸彦 (1953年12月23日生)	1977年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1989年10月 中央新光監査法人 入所 1990年8月 中央コーパス・アンド・ライブラント国際税務事務所（現 PwC税理士法人） 入所 1993年5月 同法人 マネージャー 1997年4月 同法人 パートナー 2008年7月 同法人 理事パートナー 2014年1月 株式会社カネコ薬局 取締役（現任） 2014年7月 隼あすか法律事務所 顧問（現任） 2014年12月 本投資法人 監督役員（現任） 2017年4月 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構審査委員会委員 2018年12月 ウェルスナビ株式会社 監査役 2022年3月 ウェルスナビ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2	サトウカオリ 佐藤香織 (1973年7月30日生)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 富士総合法律事務所 入所 2001年10月 鳥飼総合法律事務所 入所（現任） 2010年9月 国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院） 非常勤講師（現任） 2021年7月 一般社団法人創医会 監事（現任） 2022年7月 株式会社スタートライン 取締役（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち藤本幸彦は、現在本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者藤本幸彦は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者佐藤香織も、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも、現行規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

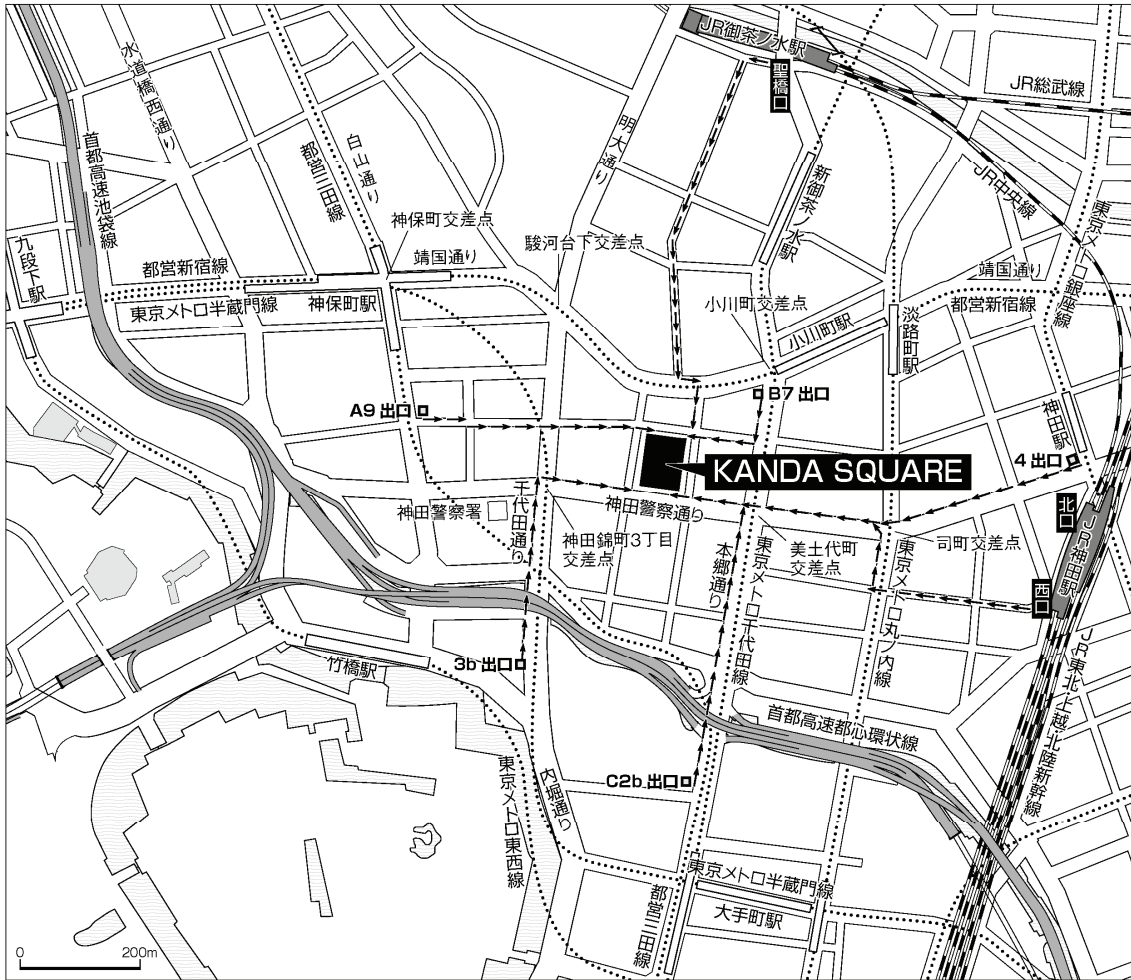
## 第5回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1

KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

電 話：03-6811-7866（平日午前10時～午後6時）

交 通：都営新宿線	小川町駅	B7出口徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線	淡路町駅	B7出口徒歩3分
東京メトロ千代田線	新御茶ノ水駅	B7出口徒歩3分
東京メトロ半蔵門線	神保町駅	A9出口徒歩5分
東京メトロ東西線	竹橋駅	3b出口徒歩6分
東京メトロ千代田線	大手町駅	C2b出口徒歩8分
JR中央・総武線	御茶ノ水駅	聖橋口徒歩9分
東京メトロ銀座線	神田駅	4出口徒歩10分
JR各線	神田駅	北口徒歩10分



お願い：会場には時間貸し駐車場のご用意がございません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。